

## 令和5年度 第4回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和6年3月6日（水） 19:40～20:30	
出席者	協議会委員	西内会長，廣井副会長，土居委員，溝渕委員，堀委員，公文委員，竹岡委員
	基幹型地域 包括支援 センター	関田所長，宮川副所長，田部係長，三橋係長 谷脇主査補，藤崎主事，坂口主査補，平山主事，浅野主査補
	障がい福祉課	黒岩地域生活支援室長，岡添主任，坂本主査
	健康増進課	喜多精神難病担当係長，上甲主任
欠席者	中川委員，尾崎委員	
内容	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度スケジュール（案），意見交換会について</li> <li>2 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の策定について</li> </ol> <hr/> <p>（西内会長）</p> <p>引き続き進行を務めます。よろしく申し上げます。審議会の報告事項は2件となっています。そしたら議題にそっていきます。報告事項の1番目令和6年度スケジュール（案），意見交換会について事務局から説明申し上げます。</p> <p>（基幹型地域包括支援センター 浅野）</p> <p>現在高知市の第一期の成年後見制度利用促進計画を策定しており，対象期間が令和3年度から令和6年度となっておりますので，令和7年度から二期計画を策定していきます。来年度は二期計画の策定に向けて，委員の皆様にご意見を頂きながら，計画を立てたいと思っております。3ページをご覧ください。令和6年度のスケジュール案を作成しました。このとおり来年度も年4回開催する予定ですが，意見交換会のところについて，この場を借りて皆様にご意見いただきたいことがあります。意見交換会をする場が第一期の計画策定時にはこの審議会で委員の皆様と意見交換をしていましたが，今回も同様に審議会の場を意見交換会とするのかご意見いただきたいです。市の方として，意見交換会ができそうな場の候補としてこの審議会の会と他にも成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会という毎月第4木曜日にある会も候補として考えております。</p>	

お手元の資料の令和6年度成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会開催要綱を参照していただけたらと思いますが、この会では司法書士、行政書士、弁護士、社会福祉士などの専門職が集まり、事例の検討などがされています。この会でも日々後見業務に従事している方が集まり、事例を通じて意見を交換したり、各関係機関との連携ができるようになっておりますので、さまざまな意見が頂けるのではないかと考えております。意見交換の場を審議会で行うのか、研究会とするのか、他にももし意見交換会ができそうな場があれば、教えていただきたいと思っておりますので、ご検討お願いいたします。

(西内会長)

はい。ありがとうございます。第二期の計画に向けて、意見交換会の場を第一期のときのように審議会で意見をだしつつ、審議をするのか、先ほどの研究会のところで、意見を出してもらったものを審議会で承認していくようにするのか、もっと他にも意見ができるような場があれば、委員の方からもだしてもらおうという3つの提案ということですが、委員の皆様いかがでしょうか。

土居さんどうぞ。

(土居委員)

是非研究会の場を利用されたいと思います。より現場に近いと思うので、その意見を入れながら審議会をする方がいいと思います。

(西内会長)

はいありがとうございます。

澤田委員どうぞ。

(澤田委員)

この会には弁護士会の方からは参加しているんですかね。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

はい。参加していますが、欠席されている回もあると思います。

(澤田委員)

会の位置づけが変わるのであれば案内をしてもらったら参加者が入りやすいと思います。弁護士会から積極的にでている人がいるか不安だったので、今のような発言をしました。

(基幹型地域包括支援センター浅野)

研究会の場を意見交換会の場とするのであれば、皆様に案内をしたいと思います。

(西内会長)

ありがとうございます。他に意見ありますか。マイクを順番に回して、意見をもらいましょうか。

(廣井委員)

私も同様にこの場以外の意見も出そうな思いもありますので、日常生活自立支援事業調査研究会の場で審議を図ることに賛成です。以上です。

(公文委員)

私もこのような考えで良いと思います。回数を何回にするかですが、2回くらいでいいのかと思います。

(溝渕委員)

私もパートナー高知としてこの四者会に参加したことがあるのですが、こちらの方で、実際に後見人として動かれている方のご意見を頂けたら良いなと思うので、この意見に賛成です。

(澤田委員)

全然この会でいいです。積極的な反対ではないですが、そういうことになると弁護士会でも人を出さないといけないので、各団体に負担があるということをご理解いただきたいです。

(竹岡委員)

画期的なものであると思います。これは傍聴できるのですか？

(基幹型地域包括支援センター浅野)

こちらの主催が県社協になっているので、そちらに四者以外の方も参加できないか確認中です。参加できるということであれば、委員の皆様にもご都合が合えば参加してもらいたいと思っておりますので、またご案させていただけたらと思います。

(竹岡委員)

ありがとうございます。

(堀委員)

精神保健福祉士がお世話になっている会です。この会があることをずっと知らなくて、百何回目かから参加をしていました。実際にいろんなことを話されている場であるので、良いと思います。

(西内会長)

はい。ありがとうございます。皆様の意見として、研究会の場で意見を出してもらって審議をして計画を作っていくというふうにし、出してもらった意見については、当然審議をしていくということで。一から作ってそれを自分たちが出した意見を審議するというより、他の方から出た意見を聞き、審議する方が幅広い方に対応できるようになるのではないかと思います。

それでは研究会で出た意見をもとにということで進めさせてもらったらと思います。報告事項はひとまず以上でよろしいでしょうか。

それでは2つ目の第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の策定について事務局からお願いします。

(基幹型地域包括支援センター浅野)

国からでてくる二期計画の概要について説明します。資料の別添2の4ページをご覧ください。このページに第一期計画と第二期計画の要点が書かれています。

左の一期計画における課題として、一つ目に制度があまり利用されていないという課題と後見人などが本人の意思を尊重していない場合があることということが課題となっており、第二期計画における対応として、成年後見制度の見直しに向けた検討をすることと、家庭裁判所と連携し、本人にとって、適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代の実現。それから意思決定支援研修の実施をするということが書かれています。

第一期計画の二つ目報酬についてですが、専門性や事務の内容に見合った報酬の決定が必ずしもされないことと市町村により報酬助成事業の実施状況が異なることが課題としてでてきており、その対応として、二期計画では報酬助成事業の見直しや報酬の在り方を検討するとなっております。

3つ目の地域連携ネットワークづくりの推進については、地域連携ネットワークづくりを全市町村で早期に整備する。全市町村で基本計画を早期に策定する。市民後見人や法人後見の担い手の育成とあり、以上が二期計画における対応です。

以降のページで詳細が書かれていますが、抜粋しながら説明をします。

6 ページ目に移ります。二期計画における基本的な考え方については、地域共生社会の実現にむけ、権利擁護支援を推進するで、目標は成年後見制度の見直しに向けた検討、市長申し立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援を拡充するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組むとなっております。

次の7ページにうつります。このイメージ図のように二期基本計画では地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めるという考え方と目標を掲げていております。

次に9ページにうつります。尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等では本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透をしていくこと、家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進を行っていくこと、後見人等に関する苦情当への適切な対応を行うとあります。

続いて10ページにうつりまして、適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進や不正防止の徹底と利用しやすさの調和を行っていくとされています。

次に11ページです。権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについてですが、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの方向性について第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要があるとされており、次の12ページでは地域連携ネットワークづくりの進め方について記載されています。ネットワークづくりの進め方として権利擁護支援に関する相談窓口を明確にし、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図る。さらに地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するかを明らかにして進めることとされておりまして、13ページにネットワークのイメージ図があります。

次に16ページにうつります。ここでは優先して取り組む事項についてかかれており、任意後見制度の利用促進、担い手の確保・育成等の推進、市町村長申し立ての適切な実施、地方公共団体による行政計画等の策定、都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進を優先して取り組むとあります。

以上が、第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要となっております。

次に別添1の2ページ目に移ります。先ほどの国の計画の中で市長村が取り組む事項として成年後見制度や相談窓口の周知、中核機関を中心とした地域連携ネットワークの機能強化となっておりますので、市としてもこの2点は取り組んでいきたいと考

えておりまして、3ページ目に移りますが、これまでの審議会の委員の皆様からでた意見をこちらにまとめています。制度の広報をする際のターゲットは、高齢者だけでなく親世帯が高齢者にあたる世帯、障がいのある子どもを抱える親世帯など、幅広く市民に周知していく必要がある。成年後見制度の周知度をあげていくためには、生活圏域など小さな単位での地道な広報活動が必要。また、実際に相談対応する中で権利擁護、成年後見制度の必要性について理解を深めていくよう相談対応力の向上を更に努めていく必要がある。後見人が受任されて終わりではなく、受任後の後見人、支援者の情報共有やネットワークづくりの構築が必要。現状では専門職が後見人になっている件数が多く、今後、担い手不足から専門職による後見人の受任調整が困難な場合も出てくる可能性があるため、適切な後見人の受任調整と、専門職以外の市民後見人等の担い手育成が求められてくる等の意見やご助言を頂いてきました。

それから4ページにうつりまして、第2回の審議会で報告しましたニーズ調査の結果からも成年後見制度の認知度が高齢分野も障害分野も詳細を知らないという方が半数以上となっており、続いて5ページ目にうつって、成年後見制度の利用希望については高齢の方では「メリット・デメリットが分からず判断できない」が45.6%となっており、障害の方では利用したくないと回答している方が半数以上という結果となっております。

国の方向性と委員の皆様から頂いた意見、そしてニーズ調査の結果を含め、高知市としての二期計画で重点的に取り組むものとしておおきく2つ考えています。一つ目はニーズ調査からも明らかであり、国の方向性の方でも市町村がとりくむ内容として制度の周知がありましたので、委員の皆様からの助言も参考にしつつ、周知・啓発を強化したいと思います。それと1の②についてですが、国の第一期にも第二期計画にも意思決定支援の浸透ということも示されておりましたので、意思決定の支援をしていきますが、高知市としては今年度の第2回目に報告させてもらいました、想いをかなえるノートを用いて、意思決定支援や制度の周知を図っていくと報告させてもらいましたが、現在医師会の方が作成している知っちゃいてノートというエンディングノートやACPについて啓発するものがありまして、その知っちゃいてノートとこの想いをかなえるノートが統合されることになっておりますので、その知っちゃいてノートを今後活用しながら、市民の皆様にも成年後見制度に対する理解を促進させるとともに、本人が望む生活や医療、ケアについて考えてもらう機会をつくるなど、意思決定を支援することを考えております。知っちゃいてノートが製本されましたらまた皆様にお示しできたらと思います。

次に重点的に取り組むものの二つ目が中核機関のコーディネート機能の強化・地域連携ネットワークづくりの推進です。

これについては、委員の方からのご意見の中にも適切な受任調整を図るというご意見や国の方向性にも書かれていることであり、制度利用状況に応じた後見人の受任調

整を推進するとともに、受任調整の判断に迷うものについては、協議会でご意見をいただきながら調整していきたいと考えています。また、適切な後見人の選任ができるよう中核機関を中心とし、家庭裁判所等の関係機関との更なる連携強化に取り組んでいきたいと考えております。

第二期計画策定にあたっては、また皆様にご審議していただきたいながら作成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(西内委員)

国の方向性から来年度市が重点的に取り組む事項を報告してもらいました。来年度から委員の皆様にご意見をもらいながら、第二期計画を策定していくことになるかと思いますが、今の説明の中で質問等なかったでしょうか。

(土居委員)

国の方向性にもありましたが、報酬助成については予算の関係もあると思いますが、もう少し幅広く利用できるように積極的に取り組んでいただきたいと思います。

(基幹型地域包括支援センター関田)

国においても資料にありますとおり、後見人への適切な報酬の付与ということで議論がされております。

この7月頃に国において協議されていたかと思いますが、その議事のなかで、たしか豊田市から出席された委員であったと思いますが、財源についての意見があったかと思っております。

厚生労働省が示している財源として、高齢分野では介護保険事業の一つである地域支援事業、障がい分野では地域生活支援事業の中に事業として位置づけられており、当該事業を活用しての報酬助成とされておりますが、議事の中では地域生活支援事業補助金全体の国負担分として、制度上1/2以内のところ33%程度の負担となっているとの報告がされております。

地域支援事業につきましては市町村事業費について上限が定められており、それを超える場合は国負担が無くなるなどの制限がある中、本市の令和6年度予算では、ほぼ上限となっており、上限超過となってしまうと財源に課題があるというような状況になってまいります。

本市としましては、上限があったり、現状でも十分な予算が確保できていない財源を基とするのではなく、安定的に運用できる財源設定を国に検討していただきたいと考えているところであり、現在も国において協議されている改正内容について、令和6年度には中間検証も行われるとなっておりますので、内容を確認しつつ、本市としての今後の対応を検討していきたいと考えている所でございます。

(西内会長)

ニーズ調査の結果ですが、これは一期目から新たにとったものなのでしょうか。

(基幹型地域包括支援センター浅野)

令和5年度に行ったニーズ調査の結果です。

(西内会長)

ニーズ調査の詳細やどのような傾向にあるのか等教えていただきたいです。

(基幹型地域包括支援センター関田)

このニーズ調査については、高齢者保健福祉計画策定のため3年に1度行っている、日常生活圏域のニーズ調査と合わせて行っております。

ニーズ調査結果を前回と比較すると、知らないという方の割合などが増加していることもあり、本市の方針として説明させていただいたとおり、広報や周知により力を入れて取り組んで行きたいと考えております。

(廣井委員)

このニーズ調査の結果、制度を知らない方や利用したくないと回答している方が多くなっていますので、周知・啓発をしていかなければならないと思いますが、なぜ利用したくないのか、その背景も分析して周知・啓発に活かしてもらえたらと思います。

(竹岡委員)

制度を知らない人もいますし、周知をしていくことが求められますが、当事者に届いていないので、新聞やあかるいまちなどを利用して周知をし、制度についての研修会等を検討していただきたいです。

(基幹型地域包括支援センター関田)

制度のことについては、4月のあかるいまちにコラムとして掲載される予定となっておりますので、またご確認いただけたらと思います。

市民に向けた後見制度に関する研修会については、実施方法含め検討していきたいと考えております。



(西内会長)

2回目の審議会で想いをかなえるノートを作成したということでしたが、あれは市民の方に身近に感じてもらえるところが良かったと思いますが、今回知っちょいてノートと統合されるということでしたが、そこにも成年後見制度のことが書かれたページがあればいいなと思いました。

(土居委員)

市民の方への周知のところでは、銀行のモニターに成年後見制度のことを映してもらえたら広く広報したらいいのではないかと思います。予算がどのくらいかかるかということもあります。

(基幹型地域包括支援センター関田)

予算のこともありますが、民間とも連携もしながらまた検討したいと思います。

(西内会長)

他にになにかご意見ありますでしょうか。

公文委員どうぞ。

(公文委員)

高齢者の方は窓口がわからないことが多いので、総合的な窓口や窓口の一本化ができればと思いました。

(溝渕委員)

自分に対応をしている人で、お金が引き出せず、銀行窓口で後見人をつけるよう言われたことがあるので、銀行の窓口でも相談窓口の案内ができるようになったらいいのではないかと思います。

(澤田委員)

土居さんからも意見がありましたが、報酬助成のところでは、高知市の報酬助成制度は活用しにくいので、検討をしてもらいたいです。

(堀委員)

制度の周知不足ということがニーズ調査でわかりましたが、廣井さんからも意見があったように数字にとらわれず、なぜ制度の利用をしたくないのかその背景を知ることが大切だと思います。相談を受ける中で、所得が低いために申立てできなかつたり、負債があって複雑なケースも多いと感じています。利用したいけどうまくつながら

い人もいるのでアウトリーチを中核機関を中心に行う必要があると思います。

(西内会長)

そうしましたら予定していた議題は以上になりますけども、それ以外で委員の皆様から、議題がありましたらお願いしたいですが。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度の第4回成年後見制度利用促進審議会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

(基幹型地域包括支援センター平山)

皆様、ご活発なご意見ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第4回高知市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【終了】